平成２８年（フ）第６０号
山梨県南都留郡山中湖村山中350番地の２
債務者　卜部　保子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番12―104号
債務者　足立アーリンこと　ＡＤＡＣＨＩ　ＡＲＬＥＮＥ　ＲＯＸＡＳ
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４８号
兵庫県西宮市上大市４丁目16番１―401号、前住所兵庫県西宮市薬師町２番30号　西宮グリーンハイツⅡ110号
債務者　小田恵津子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４９号
兵庫県西宮市上大市４丁目16番１―401号、前住所兵庫県西宮市薬師町２番30号　西宮グリーンハイツⅡ110号
債務者　小田　順三
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市潤野277番地20
債務者　竹原さちば
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市川津77番地２　キュート舞の浦22号（前住所　福岡県飯塚市潤野805番地１ウルノアパートメントハウス805―101号）
債務者　武田　和也
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１８号
山口県宇部市西本町１丁目７番13号
債務者　吉田広江こと　李　　廣江
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８４号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋711番地
債務者　坂井紀久一
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１２６５号
埼玉県戸田市大字上戸田111番地の１　サンマンション戸田708号室
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７５号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目４番２号　大平マンション　105号室
債務者　梶原　　亨
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８３号
埼玉県川口市本町３丁目１番19号　ピアジュリン402号
債務者　上原　建一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９９号
さいたま市緑区大字中尾3135番地　コスモハイツ203、旧住所さいたま市緑区大字中尾2028番地４　クレストコート103
債務者　吉井　利華
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１９号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　大宮植竹住宅Ｃ―516
債務者　土田　精子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７８号
埼玉県加須市愛宕１丁目１番21号
債務者　養田　　明
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
静岡県賀茂郡東伊豆町大川726番地
債務者　重松　正己
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第９６３号
神戸市灘区稗原町２丁目２番28号　コーポ森崎101
債務者　池島由見子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６７号
神戸市灘区船寺通５丁目４番16―304号
債務者　田村　義樹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部